

貸 切 運 賃 表

〔 1 〕 貸切運賃料金

I 距離制運賃率表

(単位：円)

車種別 和程	1トン車 ま で	2トン車 ま で	3トン車 ま で	4トン車 ま で	5トン車 ま で	6トン車 ま で	8トン車 ま で	10トン車 ま で	12トン車 ま で	14トン車 ま で	14トン車を 超え2トン を増す車種 までごとに
10kmまで	5,000	7,120	8,480	9,670	10,910	12,090					
20kmまで	8,250	11,390	12,200	13,020	14,410	15,810	17,870	19,880	20,490	22,590	2,100
30kmまで	11,280	13,290	14,210	15,150	16,770	18,410	20,780	23,060	23,850	25,990	2,140
40kmまで	12,820	15,160	16,180	17,270	19,110	21,000	23,700	26,320	27,170	29,400	2,230
50kmまで	14,870	17,020	18,190	19,400	21,470	23,570	26,610	29,570	30,520	32,800	2,280
60kmまで	16,910	18,890	20,170	21,530	23,850	26,170	29,540	32,780	33,850	36,290	2,440
70kmまで	18,720	20,740	22,170	23,660	26,190	28,750	31,700	36,020	37,220	39,800	2,570
80kmまで	20,380	22,620	24,160	25,780	28,560	31,320	35,370	39,270	40,560	43,310	2,750
90kmまで	22,050	24,490	26,170	27,900	30,890	33,920	38,280	42,480	43,900	46,810	2,910
100kmまで	23,850	26,360	28,150	30,030	33,250	36,500	41,200	45,520	47,250	50,340	3,090
110kmまで	24,860	27,500	29,380	31,330	34,710	38,100	43,000	47,670	49,320	52,620	3,300
120kmまで	25,890	28,640	30,610	32,680	36,160	39,700	44,800	49,630	51,390	54,930	3,540
130kmまで	26,920	29,820	31,830	33,990	37,630	41,300	46,620	51,630	53,460	57,180	3,730
140kmまで	27,940	30,960	33,050	35,300	39,080	42,900	48,430	53,680	55,530	59,470	3,940
150kmまで	28,980	32,120	34,280	36,620	40,550	44,510	50,220	55,720	57,600	61,750	4,150
160kmまで	30,000	33,250	35,510	37,940	42,000	46,110	52,030	57,750	59,680	64,100	4,420
170kmまで	31,030	34,410	36,730	39,250	43,470	47,690	53,870	59,800	61,760	66,450	4,690
180kmまで	32,050	35,560	37,950	40,580	44,920	49,310	55,660	61,840	63,830	68,790	4,960
190kmまで	33,090	36,710	39,180	41,910	46,380	50,900	57,470	63,860	65,900	70,940	5,040
200kmまで	34,110	37,860	40,410	43,220	47,830	52,500	59,270	65,910	67,980	73,540	5,570
200kmを超え 500kmまで 20kmまでを 増すごとに	1,830	2,030	2,160	2,310	2,560	2,820	3,180	3,540	3,650	4,140	480
500kmを超え 50kmまでを 増すごとに	4,590	5,090	5,430	5,810	6,430	7,050	7,930	8,840	9,120	10,160	1,040

II 時間制運賃率表

車 種 別			1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車	14トン車	14トン車を 超え2トン を増す車種 までごとに
種 別			ま で	ま で	ま で	ま で	ま で	ま で	ま で	ま で	ま で	ま で	
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行 3トン車まで80km 3トン車を超える もの100km	円 22,400	円 24,850	円 26,500	円 29,300	円 32,480	円 34,580	円 38,120	円 41,650	円 45,530	円 49,420	円 3,900
	4 時 間 制	基礎走行和 3トン車まで40km 3トン車を超える もの50km	円 13,460	円 14,830	円 15,890	円 17,600	円 18,710	円 19,750	円 22,240	円 24,370	円 26,470	円 28,590	円 2,120
加 算 額	基礎走行和を超える 場合は、10kmまでを 増すごとに		円 470	円 490	円 500	円 530	円 540	円 550	円 610	円 660	円 670	円 700	円 30
	基礎作業時間を超 える場合は、1時間まで を増すごとに ※ 4時間制の場合 であって、午前から午後 にわたる場合は、正午から 起算した時間により 加算額を計算します		円 2,270	円 2,450	円 2,630	円 2,790	円 2,950	円 3,200	円 3,580	円 3,970	円 4,200	円 4,600	円 400

III 諸 料 金

1. 車両留置料

車種別 時間	1トン車 ま で	2トン車 ま で	3トン車 ま で	4トン車 ま で	5トン車 ま で	6トン車 ま で	8トン車 ま で	10トン車 ま で	12トン車 ま で	14トン車 ま で	14トン車を超え2tを 増す車種までごとに
30分までごとに	円 1,180	円 1,300	円 1,400	円 1,490	円 1,640	円 1,800	円 2,050	円 2,260	円 2,350	円 2,540	円 190

2. 地区割増料

時 間	車 種 別	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 ま で	12トン車 ま で	14トン車 ま で	14トン車を超え2tを 増す車種までごとに
東京都特別地区 大 阪 市		円 830	円 930	円 930	円 1000	円 1090	円 1190	円 1270	円 1390	円 1460	円 1610	円 150
札幌市・仙台市・千葉市 船橋市・川崎市・横浜市 相模原市・浜松市・名古屋市 京都市・東大阪市・尼崎市 堺市・神戸市・岡山市・広島市 北九州市・福岡市・熊本市 鹿児島市		円 550	円 550	円 550	円 650	円 650	円 750	円 830	円 830	円 930	円 1040	円 110

IV 運賃割増率

1. 品目割増

項 目	内 訳	割増率
易 損 品	1. レントゲン機械，電子計算機等精密機器及びその部品	3割以上の臨時の 約束による。
	2. 宮，みこし，仏壇，神仏像	
	3. ピアノ，その他楽器類及びその部品又は付属品	
	4. 度量衡器及びその部品	
危 険 品	1. 高圧ガス取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束 による。 ただし特定毒物に ついては，5割以上の 臨時の約束による。
	2. 消防法に定める品目	
	3. 消毒及び劇物取締法に定める品目	
	4. 火薬類取締法に定める品目	10割以上の臨時の約束 による。
	5. 放射性物質及びこれに類するもの	
特 殊 物 件	1. 引越荷物，生きた動物，鮮魚介類	2 割
	2. 屍 体	5 割
汚 わ い 品	生さなぎ，骨の類，ぼうこう，あま皮，うろこ， 内蔵，塵芥等の廃棄物，し尿	4 割
貴重品，高価品	貨幣，証券類，貴金属その他高価品で貨物運送約款 第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束 による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの1割を加えたもの，重量1トン 又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の 高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束 による。
---	--------------------

3. 特殊車両割増

冷蔵庫・コンクリートミキサー車	2 割
冷 凍 車	3 割

4. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに 自動車道以外の場所に限る。	3 割
---	-----

5. 冬期割増

地 域	期 間	割 増 率
北 海 道	自 11月16日 至 4月15日	2 割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県 福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月 1日	2 割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡 上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡	至 3月31日	
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡 大沼郡・河沼郡		
岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		

6. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。	2 割
------------------	-----

7. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3 割
----------------------	-----

V 消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引は除く。）

運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

VI 貸切運賃料金適用

(1) 距離制運賃料金適用方

(適用区域)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って許可を受けた自己の営業区域内に発地又は着地が存する貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。
ただし、荷主が異なるとき又は、発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率が重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(運賃計算の特例)

8. (1) 積載貨物（貨物の性質上、積み重ねて積載することができない貨物を除きます。）が標記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。
この場合、容積貨物にあっては1立方メートルを280キログラムに換算します。
(2) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

(個建契約運賃)

9. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当たりの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限ります。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- (1) ①単一品目であること
②荷姿が一定していること
③1個の重量又は容積が一定していること

- (2) 基準車両(運賃計算の対象となる車両)のトン数による基準運賃
当該貨物の基準車両積載可能個数 $\times 0.7$

(品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

11. 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大ききときは、所定の割増率を適用します。

(特殊車両割増)

12. 特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。
ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した場合には適用しません。

(悪路割増)

13. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃} \times 0.3$$

(冬期割増)

14. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃} \times 0.2$$

(休日割増)

15. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃} \times 0.2$$

(深夜・早朝割増)

16. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃} \times 0.3$$

(長期契約割引)

17. 3ヶ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限り、)については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメートル以上の運送に限り、)を行う場合であって、次の(1)又は(2)のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- (1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
- (2) 往路の荷主が復路の貨物をあつせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(車両留置料)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

- (1) 1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。
- (2) 引越荷物については所定の時間の50%増とします。
- (3) 車両留置時間

車 種 別	3 ト ン 車 ま で	3 ト ン 車 を 超 え 6 ト ン 車 ま で	6 ト ン 車 を 超 え 1 2 ト ン 車 ま で	1 2 ト ン 車 を 超 え 4 ト ン を 増 す 車 種 ま で ご と に
発 地 又 は 着 地 ご と に	5 0 分	6 0 分	9 0 分	2 0 分

(地区割増料)

20. 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限り、)又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。
- ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(パレットの使用等)

21. JIS規格のパレット(荷主側の提供したものに限ります。)の使用、荷主側の積卸作業等により19の(3)の車両留置時間が短縮された場合には、短縮された時間について、車両留置料を適用した場合の金額を4及び5により計算した運賃より減じます。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

22. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率及び割引率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5による運賃の端数処理
- ⑤ パレット使用等による減算
- ⑥ 諸料金(端数処理を含む)の計算
- ⑦ 22による加算の計算
- ⑧ 実費の計算

(実 費 負 担)

24. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

- (1) 有料道路利用料
- (2) 架装費用
- (3) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

25. 荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。

ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

- (1) 車上における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)
- (2) 1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業

26. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む) + 航送期間中の固定費

(1時間当り車両留置料相当額×航送所要時間)} × 2

(そ の 他)

27. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2) 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、これによることとした運送に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでに行います。

(従 業 員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1、2、4、5、7、10、から16、22から27までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

積 合 せ 運 賃 表

〔 1 〕 基準運賃率

I 基準運賃率表

(単位：円)

距離 重量		50km ま で	100km ま で	150km ま で	200km ま で	250km ま で	300km ま で	350km ま で
10kg まで		940	970	980	980	1,000	1,000	1,010
20kg まで		1,040	1,070	1,100	1,130	1,140	1,150	1,170
30kg まで		1,140	1,160	1,190	1,230	1,260	1,280	1,300
40kg まで		1,250	1,270	1,340	1,390	1,440	1,480	1,520
60kg まで		1,340	1,370	1,460	1,530	1,610	1,670	1,730
80kg まで		1,530	1,590	1,700	1,810	1,910	2,010	2,100
100kg まで		1,730	1,800	1,940	2,090	2,220	2,340	2,460
120kg まで		1,920	2,010	2,190	2,350	2,510	2,670	2,780
140kg まで		2,130	2,220	2,430	2,640	2,820	3,010	3,160
160kg まで		2,320	2,440	2,670	2,910	3,120	3,330	3,500
180kg まで		2,500	2,650	2,910	3,180	3,430	3,650	3,840
200kg まで		2,600	2,790	3,060	3,320	3,620	3,820	3,990
250kg まで		3,020	3,220	3,570	3,930	4,230	4,520	4,800
300kg まで		3,490	3,760	4,180	4,570	4,970	5,310	5,670
350kg まで		3,930	4,270	4,770	5,180	5,710	6,120	6,470
400kg まで		4,410	4,800	5,370	5,940	6,460	6,930	7,380
450kg まで		4,880	5,330	5,960	6,580	7,190	7,730	8,250
500kg まで		5,350	5,840	6,540	7,180	7,930	8,510	9,070
550kg まで		5,820	6,380	7,170	7,920	8,670	9,320	9,970
600kg まで		6,290	6,910	7,760	8,510	9,410	10,120	10,830
650kg まで		6,750	7,420	8,300	9,250	10,160	10,930	11,690
700kg まで		7,220	7,930	8,940	9,900	10,880	11,720	12,550
750kg まで		7,700	8,450	9,540	10,560	11,620	12,530	13,430
800kg まで		8,160	8,960	10,120	11,230	12,360	13,330	14,270
850kg まで		8,620	9,500	10,720	11,900	13,100	14,120	15,140
900kg まで		9,090	10,000	11,330	12,560	13,820	14,930	16,010
950kg まで		9,550	10,540	11,920	13,220	14,580	15,720	16,870
1000kg まで		10,010	11,050	12,510	13,900	15,320	16,540	17,730
1,000kgを超え 100kgまでごと の 加 算 額	1mを超え4mまで	591	744	955	1,150	1,347	1,471	1,596
	4mを超えるもの	289	362	449	530	662	764	860

- 1,000kmを超え又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、それぞれ加算を行ったあと10繰未満の端数を四捨五入する。
- 最高額は、基準運賃率表に掲げる金額又は同表により算出された金額（以下「基準運賃」という。）にその10パーセントを加算した額とし、最低額は、基準運賃からその10パーセントを減額した額とする。

積 合 せ 運 賃 表

〔 1 〕 基準運賃率

I 基準運賃率表

(単位：円)

距離 重量		400km ま で	450km ま で	500km ま で	550km ま で	600km ま で	650km ま で	700km ま で
10kg まで		1,010	1,020	1,020	1,030	1,030	1,040	1,040
20kg まで		1,190	1,210	1,230	1,250	1,270	1,280	1,310
30kg まで		1,310	1,340	1,340	1,370	1,420	1,440	1,470
40kg まで		1,580	1,610	1,640	1,700	1,730	1,780	1,830
60kg まで		1,810	1,870	1,900	1,970	2,040	2,090	2,140
80kg まで		2,200	2,290	2,380	2,470	2,550	2,650	2,750
100kg まで		2,580	2,690	2,800	2,910	3,030	3,130	3,250
120kg まで		2,940	3,060	3,170	3,340	3,480	3,610	3,740
140kg まで		3,330	3,490	3,650	3,810	3,960	4,130	4,280
160kg まで		3,690	3,900	4,060	4,250	4,420	4,620	4,800
180kg まで		4,060	4,270	4,490	4,690	4,910	5,120	5,330
200kg まで		4,290	4,500	4,670	4,940	5,150	5,370	5,590
250kg まで		5,080	5,360	5,640	5,910	6,190	6,480	6,750
300kg まで		6,010	6,350	6,690	7,030	7,360	7,710	8,050
350kg まで		6,920	7,310	7,660	8,110	8,530	8,930	9,330
400kg まで		7,860	8,320	8,780	9,250	9,710	10,190	10,650
450kg まで		8,770	9,290	9,830	10,350	10,880	11,410	11,950
500kg まで		9,700	10,290	10,840	11,460	12,050	12,640	13,220
550kg まで		10,630	11,280	11,920	12,570	13,220	13,880	14,530
600kg まで		11,550	12,260	12,980	13,680	14,390	15,110	15,820
650kg まで		12,470	13,240	14,020	14,800	15,560	16,350	17,130
700kg まで		13,380	14,230	15,060	15,910	16,730	17,580	18,420
750kg まで		14,320	15,220	16,120	17,020	17,910	18,810	19,720
800kg まで		15,240	16,220	17,160	18,130	19,080	20,050	21,000
850kg まで		16,160	17,180	18,200	19,240	20,260	21,270	22,300
900kg まで		17,080	18,180	19,270	20,350	21,430	22,520	23,600
950kg まで		18,010	19,160	20,310	21,450	22,600	23,750	24,900
1000kg まで		18,930	20,160	21,360	22,570	23,770	24,990	26,200
1,000kgを超え 100kgまでごと の加算額	1tを超え4tまで	1,719	1,846	1,969	2,095	2,218	2,343	2,467
	4tを超えるもの	999	1,110	1,208	1,335	1,448	1,558	1,671

積 合 せ 運 賃 表

〔 1 〕 基準運賃率

I 基準運賃率表

(単位：円)

距離 重量		750km ま で	800km ま で	850km ま で	900km ま で	950km ま で	1,000km ま で	1,000km を越え100km までごとの 加算額
10kg まで		1,050	1,050	1,070	1,070	1,070	1,080	12
20kg まで		1,320	1,350	1,360	1,370	1,410	1,420	37
30kg まで		1,500	1,530	1,560	1,590	1,610	1,640	51
40kg まで		1,870	1,900	1,950	2,000	2,040	2,090	88
60kg まで		2,210	2,250	2,320	2,380	2,440	2,480	115
80kg まで		2,810	2,910	2,990	3,090	3,160	3,250	173
100kg まで		3,360	3,480	3,590	3,700	3,810	3,920	223
120kg まで		3,860	4,010	4,140	4,270	4,400	4,550	268
140kg まで		4,440	4,620	4,780	4,940	5,090	5,250	323
160kg まで		4,980	5,180	5,370	5,560	5,730	5,920	371
180kg まで		5,540	5,730	5,950	6,160	6,380	6,590	422
200kg まで		5,820	6,040	6,270	6,490	6,720	6,940	448
250kg まで		7,040	7,310	7,590	7,870	8,150	8,430	558
300kg まで		8,390	8,730	9,070	9,410	9,750	10,090	681
350kg まで		9,730	10,120	10,540	10,940	11,330	11,740	805
400kg まで		11,110	11,570	12,030	12,500	12,970	13,430	929
450kg まで		12,470	13,000	13,520	14,040	14,580	15,100	1,054
500kg まで		13,810	14,410	14,990	15,580	16,200	16,770	1,176
550kg まで		15,190	15,820	16,470	17,140	17,780	18,440	1,301
600kg まで		16,550	17,250	17,960	18,670	19,300	20,090	1,425
650kg まで		17,890	18,670	19,450	20,210	20,990	21,770	1,550
700kg まで		19,250	20,080	20,930	21,770	22,600	23,430	1,673
750kg まで		20,620	21,510	22,410	23,310	24,210	25,100	1,797
800kg まで		21,960	22,940	23,890	24,850	25,810	26,780	1,922
850kg まで		23,320	24,350	25,370	26,400	27,420	28,440	2,046
900kg まで		24,690	25,770	26,860	27,940	29,020	30,110	2,170
950kg まで		26,060	27,190	28,330	29,480	30,620	31,780	2,293
1000kg まで		27,400	28,610	29,820	31,040	32,240	33,430	2,417
1,000kgを越え 100kgまでごと の 加 算 額	1kgを越え4kgまで	2,581	2,716	2,842	2,966	3,090	3,215	248
	4kgを越えるもの	1,784	1,895	2,007	2,120	2,231	2,344	223

II 割増率表

1. 品目割増

項 目	内 訳	割 増 率
易 損 品	1. 引越荷物 2. ショーケース 3. 楽器類及びその部品又は付属品、精密機械、度量衡器 及びその部品	2 割増
貴 重 品 高 価 品	1. 貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款 第9条第1項に掲げる貨物	10 割増
火 薬 類 発 煙 品 濃 酸 類	1. 火薬、爆薬、火工品（雷管、火管、導火線、導爆線、 実包、空包煙火、信号えん管、信号火せん発煙剤）、 その他これらに類するもの 2. 硝酸、硫酸、塩酸（酸類含有量1/10以下の希硝酸、希 硫酸、希塩酸を除く。）、沸化水素酸、塩化スルホン酸 、その他これらに類するもの。	10 割増

2. 特大品割増

項 目	割 増 率
1 個の長さ4.5メートル、重量500キログラム又は容積2立方メートルをこ えるもの。	2 割増

III 諸料金

1. 集貨又は配達料

- (1) 集貨又は配達の距離が15キロメートルを越え20キロメートルまでの間のものについては、50キログラムまでを100円とし、50キログラムまでを増すごとに100円を加算する。
- (2) 集貨又は配達の距離が20キロメートルを越えるものについては、上記(1)による額に、5キロメートルまでを増すごとに上記(1)により計算した額を加算する。

2. 再配達料

- (1) 再配達の距離が15キロメートル以内のときは、50キログラムまで 270円
以上50キログラムまでを増すごとに 100円
- (2) 15キロメートルを越える場合は、(1)のほか1.の配達料を加算する。

3. 移送料

- (1) 車側から30メートルを越えるものについて30メートルまで、50キログラムまでを増すごとに 70円
- (2) 縦待ちにあたっては、50キログラムまで1階を増すごとに 70円

4. 地区割増料

- (1) 東京都特別区、大阪市
50キログラムまでごとに 100円
- (2) 札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市
50キログラムまでごとに 70円

5. 冬期割増料

- (1) 北海道（11月16日から4月15日まで）
発送・到着ごとに1口50キログラムまで 230円
以上50キログラムまでを増すごとに 100円
- (2) 青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井の各県（12月1日から3月31日まで）
発送・到着ごとに1口50キログラムまで 120円
以上50キログラムまでを増すごとに 30円

6. 連絡運輸中継料

- 中継1回につき、50キログラムまで 640円
以上50キログラムまでを増すごとに 140円

7. 保管料

- 50キログラムまで1日までごとに 50円

IV 消費税導入に伴う運賃料金の加算

運賃料金総額 × 消費税法に基づく税率

V 運賃料金適用方

(運賃の適用範囲)

1. この運賃料金は、一般貨物自動車運送事業者が積合せ運送する貨物に適用します。
ただし、宅配便として受託した貨物の運送であって、別途これに関する運賃を届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

2. 運賃及び料金は、貨物1口ごとに計算します。

(1口の意義)

3. 1口とは、荷送人、荷受人、発営業所、着営業所、集貨先、配達先、託送の時及び運賃支払方法が同じものをいいます。
(営業所には、荷扱所を含みます。以下同じ。)

(運賃計算の方法)

4. 運賃は、貨物の運送距離及び重量によって基準運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(3) 上記により計算された金額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げます。

(運送距離の計算)

5. 運送距離(集貨、配達距離を除く。以下同じ。)は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所が存する最小行政区画期間のキロ程により計算します。ただし、貨物の発地又は着地のいずれか一方又は両方が東京都特別区又は大阪市である場合には、当該地域内に最寄りの営業所が存するものとみなします。
(2) 最小行政区画間のキロ程は、昭和47年7月5日自貨第66号通達別冊「自動車路線営業料程表」(昭和49年7月12日自貨第132号にて一部改正)に掲げるキロ程によるものとし、キロ程の記載のない路線については、実キロ程によります。

(路線が2以上ある場合の運送距離の計算)

6. 貨物の運送の経路が2以上あり、その経路が同一貨物自動車運送事業者の免許路線である場合の運送距離計算は最短キロ程の経路によります。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路によります。

(連絡運輸の場合の運送距離)

7. 一般貨物自動車運送事業者で特別積合せ貨物運送を行う事業者相互間における連絡運輸の場合の運送距離は、連絡運輸当事者の運送距離を通算して計算します。

(重量の計算)

8. 貨物の運賃計算重量は、貨物の実重量又は容積によって換算した重量のいずれか大きい方によります。この場合の容積換算重量は、1立方メートルを280キログラムに換算します。

(割増率及び割引率の計算)

9. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減したうえで計算します。

(品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1口の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率によります。

(特大品割増)

11. 貨物の長さ、重量又は容積が特に大きくなときは、所定の割増率を適用します。

(特約割引)

12. 3ヶ月以上にわたり常時大量に運送される貨物であって、特約(文書をもって運送契約を締結したものに限る。)したものについては15%以内の割引率を適用することができます。

(諸料金の計算)

13. 集貨又は配達料、移送料及び再配達料以外の諸料金には割増率は適用しません。
(2) 割増率により計算された金額に10円未満の端数を生じたときは、10円に切り上げます。

(集貨又は配達料)

14. 貨物の集貨又は配達料は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所を起算点とし、15キロメートルを超える部分については所定の集配料を収受します。

(再配達料)

15. 荷主側の責により貨物を引渡すことができず持ち戻った場合で荷主から再配達を求められたときは、所定の再配達料を収受します。

(移送料)

16. 貨物の引受け又は引渡しの際に、貨物を車側から30メートル以上横持ちし、又は建造物の上下2階目以上に縦持ちしたときは、所定の移送料を収受します。ただし、貨物移送のための特別の設備があり、これを利用した場合はこの限りではありません。

(地区割増料)

17. 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限ります。)又は住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。

(冬期割増料)

18. 貨物の発地又は着地が、冬期割増地域の場合は、所定の冬期割増料を収受します。

(連絡運輸中継料)

19. 7の連絡運輸に係る貨物については、所定の連絡運輸中継料を収受します。

(保管料)

20. 荷主の依頼により、又は事業者の責によらない事由により貨物を保管した場合は、所定の保管料を収受します。
保管料は、次の日数(暦日)によって計算します。
(1) 発送の場合は、貨物の保管当日から発送日の前々日までの日数。
(2) 到着の場合は、荷受人(貨物引換証を発行したときは、証券面の荷受人)に貨物の到着通知を発した日(到着通知不用の特約がある場合は、引き渡し準備が終った日)の翌々日から引渡し当日までの日数

(貨物の持込み又は引取り)

21. 荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合には、4により計算した運賃から次の金額を減じます。
- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 30キログラムまで | 120円 |
| (2) 30キログラムを越え50キログラムまで | 140円 |
| (3) 50キログラムを越えるものは50キログラムまでを増すごとに | 90円 |

(パレット使用貨物)

22. 集貨先から配達先まで通してJIS規格のパレット(荷主側が提供したものに限り、)を使用して運送する貨物については、50キログラムまでごとに20円を4により計算した運賃から減じます。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

23. 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

24. 運賃及び料金の計算は、次の順序により計算します。
- ① 距離、重量による運賃の計算
 - ② 割増率、割引率適用の計算
 - ③ 上・下10%幅の適用計算
 - ④ 4の(3)による端数処理
 - ⑤ 持込み、引取り及びパレット使用の減算
 - ⑥ 諸料金(13の(2)による端数処理を含む。)の計算
 - ⑦ 23による加算の計算
 - ⑧ 実費の計算

(実費負担)

25. 荷主の要求による運送に伴う特別の負担(貨物引換証の発行、有料道路使用料、貨物の荷造り、仕分け、荷掛金の立替、運送保険の締結、その他運送に関して求められるサービスに対する対価)は実費として収受します。
26. 荷主側の責により車両が集配先に到着後30分を越えて留置されたときは、超過部分に対し実費を収受します。
27. 貨物の運送に付帯して品代金を取立てた場合は実費を収受します。

28. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

$$\frac{\text{通常の使用車両の航送料(助手料金含む)} + 1\text{時間当り固定費} \times \text{航送所要時間}}{\text{最大積載量} \times \text{通常の積載効率}}$$

(その他)

29. この運賃及び料金の摘要に関し、本適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者の取決め、または慣習によることができます。